

愛媛県立子ども療育センター医事会計業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、愛媛県立子ども療育センター医事会計業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

子ども療育センター医事会計業務

(2) 業務場所

東温市田窪 2135 番地 愛媛県立子ども療育センター内

(3) 業務内容

子ども療育センター医事会計業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

ただし、本契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として契約を行うものであり、契約の翌年度以降において、本委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未滿に削減された場合は、契約を変更又は解除することがある。

(5) 提案限度価格

3 年間総額：86,122,800 円

（1 年目 28,707,600 円、2 年目 28,707,600 円、3 年目 28,707,600 円）

ただし、上記の金額には消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 直近の 3 年間、継続して健全な運営実績を持ち、かつ安定した経営能力を有すること。
- (4) 事故発生時に事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体でないこと。

- (7) 優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (8) 100床以上の病院等における3年以上の受託実績を有していること。
- (9) 100床以上の病院等で3年以上の指揮命令を行った経験を持つ、管理責任者を子ども療育センターに配置できること。
- (10) 業務従事者配置名簿に記載のある職員の7割以上を子ども療育センターに配置できること。
- (11) 愛媛県内に事務所（営業拠点）を置くものであること。
- (12) ISMS/ISO27001 またはプライバシーマークいずれかの取得事業者であること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和8年6月26日（金）
2. 実施要領等に関する質疑受付（提出期限）	令和8年7月6日（月）
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和8年7月13日（月）
4. 参加申込書の提出期限	令和8年7月21日（火）
5. 参加資格の審査結果通知	令和8年7月28日（火）
6. 提案書等の提出期限	令和8年8月10日（月）
7. 審査会の実施	令和8年8月下旬
8. 審査結果の通知	令和8年9月上旬
9. 契約の締結	令和8年9月下旬
10. 審査結果の公表	令和8年9月下旬

6 参加手続等

(1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月21日（火）まで

② 配布方法

子ども療育センターホームページに掲載するほか、子ども療育センター事務局庶務係において配布する。

③ 現地確認

現地確認を希望される場合は、事前にお申し出ください。

日 時：令和8年6月30日（火）13時30分～14時

参加人数：1業者につき2名まで

※ 見学は、1階部分のみ

見学者は、センター運営に支障にならないよう注意すること

(2) 質疑の受付及び回答

- ① 実施要領等による質疑は、「子ども療育センター医事会計業務に係るプロポーザル質疑書【様式1】」によるものとし、子ども療育センター事務局庶務係に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

愛媛県立子ども療育センター 事務局 庶務係

E-mail：kodomo-ryoiku@pref.ehime.lg.jp

電話番号：089-955-5530

- ② 提出期限
令和8年7月6日（月）17時まで
- ③ 回答方法
令和8年7月13日（月）17時までに子ども療育センターホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出書類
(形式は、原則としてA4版タテ、横書き、左綴じとすること。)
 - ア 参加申込書【様式2-1】
 - イ 同種・類似業務の履行実績【様式2-2】
 - ウ 配置予定の管理責任者【様式2-3】
 - エ 業務従事者配置名簿【様式2-4】
 - オ 添付書類（参加資格を証明する書類等）
- ② 提出期限
令和8年7月21日（火）17時まで
- ③ 提出場所
〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 番地
愛媛県立子ども療育センター 事務局 庶務係
- ④ 提出方法
持参または郵送
- ⑤ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次により提案書等を提出するものとする。

- ① 提出書類
(形式は、原則としてA4版タテ、横書き、左綴じとすること。)
 - ア 提案書（表紙）【様式3-1】
 - イ 提案書【様式3-2】
 - ウ 実施体制【様式3-3】
 - エ 業務受託実績【様式3-4】
 - オ 見積書【様式3-5】
- ② 提出期限
令和8年8月10日（月）17時まで
- ③ 提出場所
〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 番地
愛媛県立子ども療育センター 事務局 庶務係
- ④ 提出方法
持参または郵送（提出期限必着とする）
- ⑤ 提出部数
8部（正本1部、副本7部）

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出された全ての書類は返却しない。
- ② 子ども療育センターから指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(6) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑥ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(7) 留意事項

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 提案書の提出は、参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面【様式4】を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、子ども療育センターが受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、愛媛県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 本プロポーザルは予算の成立を前提に行うものである。従って、予算の減額又は削除があった場合は、契約を締結できないので留意すること。

7 受託候補者の選定方法

(1) 審査方法

愛媛県立子ども療育センター医事会計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等の内容を踏まえ、別表「愛媛県立子ども療育センター医事会計業務プロポーザル評価基準」に基づき審査する。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として選定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託

候補者として選定する。

8 審査結果

審査結果については、受託候補者の選定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、子ども療育センターホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※ 参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と子ども療育センターが協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と子ども療育センターとの協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と子ども療育センターとの間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 指定公金事務取扱者の指定

本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による公金の収納事務に該当するため、契約後は、愛媛県から指定公金事務取扱者の指定を受けること。

12 施設の概要

施設概要は以下のとおりである。

- ① 面積等 延床面積 9,537.88 m²、建築面積 4,861.3 m²、
全病床数 120 床
鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建て（本棟）
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建て（新棟）
- ② 診療科目 整形外科、リハビリテーション科、小児科、小児精神科、
歯科
- ③ 病床数 120 床（一般10床）
- ④ 受付時間 （午前）8：30～11：30 （午後）13：00～15：30
- ⑤ 診察時間 （午前）9：00～12：00 （午後）13：30～16：00
- ⑥ 休診日 土・日曜日及び祝祭日、年末年始
- ⑦ 患者数等 外来患者数：平均 111.6 人／日（令和7年度）
入院患者数：平均 59.1 人／日（令和7年度）
- ⑧ レセプト件数 外来 1,600 件／月（令和7年度）
入院 79 件／月（令和7年度）

⑨ 電子カルテ導入 R8.3 更新

13 添付資料

資料① 愛媛県立子ども療育センター医事会計業務委託仕様書

資料② 愛媛県立子ども療育センター平面図

資料③ 愛媛県立子ども療育センター施設基準届出一覧

※ 資料②～③は参加申請書の提出があった者に対して交付又は郵送する。

14 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 番地

担当部署：愛媛県立子ども療育センター 事務局 庶務係

電話番号：089-955-5530

FAX 番号：089-955-5546

E-mail：kodomo-ryoiku@pref.ehime.lg.jp